

2-1 屋外避難階段の開放性について

建築基準法施行令（以下「令」という。）第123条第2項で規定されている屋外避難階段について、その開放性に関する取扱いを、以下のとおり定める。

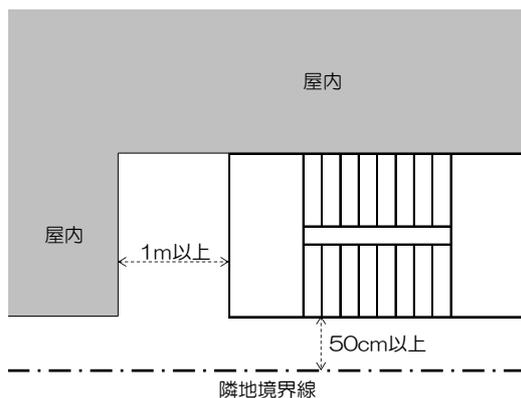
屋外避難階段は、令第123条第2項に定められている構造のほか、次の各号に掲げる開放性に関する要件を全て満たすものをいう。

1 階段の2面以上、かつ、周長の概ね2分の1以上が、有効に外気に開放されていること。

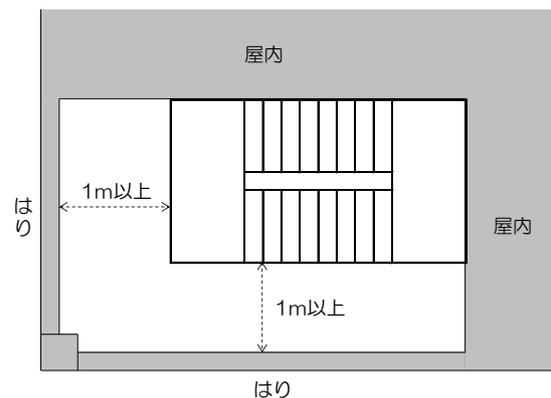
この場合において、階段のみを支える柱及び建築物の構造上やむを得ないと認められる小規模な柱は、ないものとみなす。

2 上記1の「有効に外気に開放されている」とは、外気に開放された階段の部分が、その面する隣地境界線（公園、水面等に接するものを除く。）から有効寸法で50cm以上、かつ、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分（ドライエリアの擁壁等を含む。）から1m以上の距離を確保することをいう。【図1】【図2】

【図1】

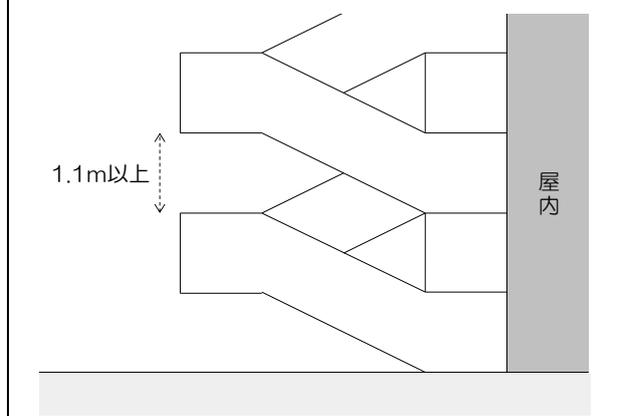


【図2】



3 階段に開放性のない腰壁手すりを設ける場合は、手すりの上部を高さ1.1m以上、有効に外気に開放すること。【図3】

【図3】



4 階段に開放性のある格子状の手すりを設ける場合は、立面上の開放性（手すりがなく有効に外気に開放されている部分の見付面積の、階段の各面の見付面積に対する割合）を2分の1以上確保すること。【図4】

この場合において、手すりの上部を高さ1.1m以上有効に外気に開放することは要しない。

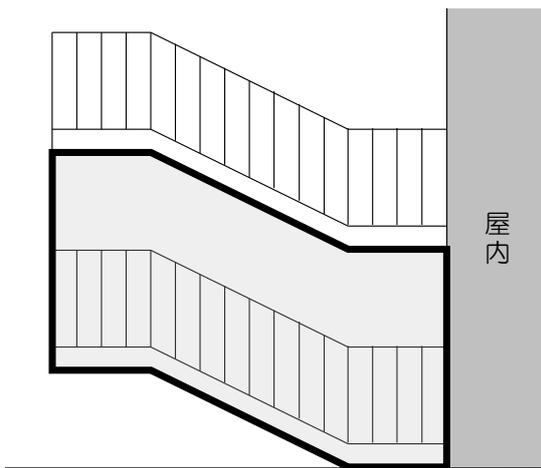
5 階段を格子（ルーバー）等で覆う場合は、立面上の開放性（格子等がなく有効に外気に開放されている部分の見付面積の、階段の各面の見付面積に対する割合）を2分の1以上確保すること。【図5】

この場合において、階段の手すりに開放性のない腰壁手すりを設けることはできない。また、階段の手すりに手すり子がない場合は、落下防止の観点から、格子等の間隔を10cm以下とすること。

なお、パンチングメタル等の面状のもので階段を覆う場合は、有効に外気に開放されているとは扱わない。

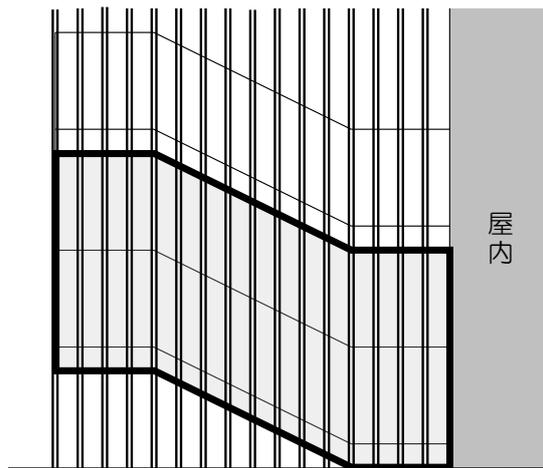
【図4】

太枠の範囲と階段の各面で、立面上の開放性を2分の1以上確保すること。



【図5】

太枠の範囲と階段の各面で、立面上の開放性を2分の1以上確保すること。



関連条文	建築基準法施行令第123条第2項
参 考	建築物の防火避難規定の解説（屋外階段と屋外避難階段の取扱い）